

基本施策名	14	感染症などの流行、拡大を防ぎ、食の安全を確保する	評価責任者 (基本施策主管課長)	健康福祉部健康推進課長 入本 理
生活課題	食品を安心して食べられる		生活課題に対する満足度 H27目標値	80.0 %

基本施策の現状分析及び意図

基本施策の体系	基本目標	安心・安全
	政策	事故や犯罪のない安全なまちづくり
①	市民意識調査結果	<p>② 左記結果に対する現状分析・市民との協議結果</p> <p>まちづくりアンケートの結果、市民の満足度は目標値に近い65.7%で68施策中第3位であった。また市民の必要度も90%と高く、市や県・国が連携して感染症の流行の予防施策を進める必要がある。このため、いち早い情報の提供や市民を不安にさせないよう全庁が取り組んでいく課題でもある。結核については、新登録患者数、り患率の減少が鈍化傾向にあるため、高齢者、若い成人等への結核対策の計画的推進が求められている。感染症については、鳥インフルエンザ新興感染症の流行が危惧されており、市民への迅速な情報提供、各機関との連携・協力、危機管理体制の構築等感染症対策の推進が重要になっている。</p> <p>参考 満足度（満足意識） 65.7 % 必要度 90.0 %</p>
③	基本施策の現状と課題	<p>感染症等の予防に関する事業として、結核の拡散防止のための高齢者のレントゲン検査と乳児へのBCG接種を実施し、乳幼児等についてはその他にも各種の予防接種を実施している。今後も感染症の原因となる細菌やウイルスに対する予防接種の奨励やインフルエンザ等感染予防方法の啓発や情報提供を行う必要がある。</p>
④	基本施策の意図、今後の展望	<p>① 新型コロナウイルスによる集団感染を未然防止できるようその情報提供体制を強化するとともに社会的影響をあたえる様々な感染症の予防や治療が可能になってきていることから、個々人の予防と集団発生の防止により感染防止に努める。また感染症予防対策としてのうがい・マスク・手洗いの励行やワクチン接種を引き続き奨励する。</p> <p>② 胸部レントゲン検査等早期発見できる疾患については、受診率の向上を図る。</p>

⑤ 基本施策指標（総合計画数値目標）

基本施策指標名	単位	過年度実績		評価年度			目標値	指標の説明
		H22	H23	H24	H25	H27		
1 高齢者インフルエンザ予防接種率	目標	%	59.2	60.2	61.0	61.2	62.0	インフルエンザ予防接種者数/65歳以上の人口
	実績	%	61.8	59.4				
	達成率	%	104.4	98.7				
	目標							
	実績							
	達成率	%						
	目標							
	実績							
	達成率	%						
	目標							
	実績							
	達成率	%						
	目標							
	実績							
	達成率	%						

⑥ 基本施策構成事務事業の評価

基本施策を構成する事務事業名	担当課	ID	事業名	改善余地の有無	事業費（人件費込、単位：千円）			基本施策貢献順位
					H23 決算額	H24 予算額	H25 所要額	
1	人権生活環境部環境政策課	478	感染症予防業務	無	788	860	860	2
2	健康福祉部健康推進課	479	感染症予防業務経費	無	3,920	4,987	4,030	1
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
（ 以 下 続 紙 ）								
事業費合計					4,708	5,847	4,890	

⑦ ⑥以外で、目標達成に必要な事業（総合計画実施計画の期間内に実施を予定する事業）

事業名	事業主体	事業内容等

⑧ 基本施策の現状分析に基づく改革案の説明

評価視点	評価コメント
1 基本施策指標の分析	感染症等の予防に関する事業として、高齢者は一般にインフルエンザの感染機会が少ないために発病する可能性は子供と比べて低いが、一旦発病すると肺炎など重症化する可能性が高く死亡率も高いため、接種率の向上は、感染症予防の指標となる。
2 事業構成の適当性（手段として最適か？）	感染症予防は、予防接種の適切な実施他、市民への感染症に関する正しい知識の普及等が行政施策の優先事業である。
3 役割分担の妥当性	感染症危機管理対策を円滑に行うには、地域力が必要であって、パンデミック時には、確実な行政コントロールが必要であり、行政組織の最小単位である市町村の果たす役割は大きいため積極的な管理が必要である。
4 総合評価（今後の方向性、事業の見直しについて等）	感染症の発生予防に重点を置いた施策の推進、平時から住民に対して広報誌等を利用した、感染症に関する情報提供普及啓発等を行うとともに、予防接種法に基づく定期予防接種を実施する。健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応を保健所と連携しながら、役割分担に応じて、防疫活動、保健活動などを感染症の患者等の人権を尊重しながら迅速に実施・対応する。